

四日市市太陽光発電設備等設置費補助金のよくある質問

【交付申請時】

Q1 どのような場合に補助を受けることができますか？

A 以下の要件を全て、満たしている個人の方が対象となります。

- ①自己が所有し居住する住宅に自己所有の太陽光発電設備等を設置する者
- ②再エネ特措法に基づく FIT 制度又は FIP 制度の認定を取得しない者
- ③補助を受け設置する設備で発電した電力量の 30%以上を家庭用の電力として自家消費する者
- ④市税を滞納していない者
- ⑤補助対象設備について、国、県及び市から他の補助等を受けて補助対象事業を実施しない者
- ⑥申請時点で設備導入に係る契約を締結していない者又は契約は締結しているが契約日が市の指定する日付以降であり、かつ、太陽光発電設備等導入のための工事に未着手である者
- ⑦補助対象事業完了後 30 日以内又は令和 9 年 1 月 29 日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出できる者

Q2 いつまでに申請を行えばいいですか？

A 工事着工の 3 週間前までにご申請いただくようご協力をお願いします。工事を始める前に申請書の提出を終えて市から補助対象として認められている必要があります、その手続きに 3 週間ほどお時間をいただくためです。既に工事が始まっている場合や導入済みの設備については補助の対象とすることができませんのでご注意ください。

Q3 補助金の受付はどのように整理されますか？

A 受付は先着順です。郵送での提出の場合、当課への到着時間を基準とします。また、申請書類に不備や誤りがあった場合、正式な受理とはなりませんのでご注意ください。

Q4 蓄電池の能力は定格容量・実効容量どちらを記載しますか？

A 原則としてカタログ記載の定格容量の数値を用いてください。万が一、カタログ等に記載がない場合は SII ホームページの蓄電容量としてください。

Q5 申請時には、どの書類の添付が必要ですか？

A 申請書には以下の書類を添付してください。

- ①四日市市が申請者に対して三か月以内に発行した市税の完納証明書
- ②補助対象設備の設置に係る見積書の写し（原則、2 者以上とする。）
- ③補助対象設備の設置に係る契約を既に締結している場合には、その契約書等の写し
- ④補助対象設備の設置場所及びその付近の見取図
- ⑤補助対象設備の仕様書
- ⑥委任状（事務等代行者へ委任する場合に限る。）
- ⑦誓約書（申請者用）（第 2 号様式）
- ⑧誓約書（施工事業者用）（第 3 号様式）
- ⑨発電電力の消費量計画書

Q6 ポータブル蓄電池は対象となりますか？

A 定置用であることが条件となりますので、ポータブル蓄電池は対象外です。

Q7 太陽光発電設備の価格が7万円/kWを下回るものは補助対象となりますか？

A 補助対象となりますが、**実際の価格**が対象となることとなります。

Q8 誓約書は押印が必要ですか？

A 申請者用は申請者の**自署又は記名押印**が必要です。記名のみの誓約書は受け付けられません。施工業者用は、**記名押印**が必要です。

【変更申請時】

Q1 どのような場合に変更申請が必要ですか？

A 変更申請が必要となる場合は以下のとおりです。

- ①導入設備に変更が生じた場合（型番の変更、モジュールの枚数の変更・出力等の変更等）
- ②導入設備の価格の変更が生じた場合
- ③補助対象となる事業を中止する場合や申請を取下げの場合

Q2 変更申請にはどのような添付資料が必要ですか？

A 変更申請に必要な書類は以下のとおりです。

- ①導入設備が変更になった場合は、その仕様がわかるカタログ等
 - ②導入設備の価格の変更の場合は、変更後の価格の分かる見積書
- その他、変更となる内容が分かる書類の添付を都度指示します。

Q3 変更申請を行う時期はいつですか？

A 申請内容が変更となることが判明したら速やかに申請してください。

例) 導入設備の変更等の場合は、その着工前に変更申請を必ず行ってください。

例) 価格の変更が生じた場合、変更契約前に必ず変更申請を行ってください。

上記の申請が事後となった場合、補助金の交付に支障をきたす場合があります。

【実績報告時】

Q1 実績報告の提出期限はいつですか？

A 事業完了日から30日以内又は令和9年1月29日（金）のいずれか早い日までです。如何なる理由であっても、これ以降に実績報告書を受け付けることはできません。

※事業完了日とは、実績報告に必要な書類の中で一番遅い日付をいいます。

Q2 実績報告書の添付書類はなにが必要ですか？

A 実績報告書には以下の書類を添付してください。

- ①設備導入場所の住宅の全景を把握できるカラー写真
- ②設備導入場所の住宅の場所がわかる地図
- ③補助対象設備の設置に係る契約書等の写し（交付申請時に提出していない場合）
- ④補助対象設備の保証書の写し
- ⑤補助対象設備の設置に係る領収書の写し（太陽光発電設備・蓄電池の内訳が分かるもの）
- ⑥補助対象設備の設置状況を把握できるカラー写真（設置前・後）
- ⑦電力会社との接続契約書・売（買）電契約書等の写し

⑧誓約書(申請者用) (第9号様式)

⑨補助対象設備の設置場所が交付申請時の申請者住所と異なる場合は、申請者が補助対象設備の設置場所へ転居したことがわかる住民票の写し

Q3 電力会社との接続契約書・売(買)電契約書等の写しとはどのようなものを指しますか?

A 「発電設備の連携に関するお知らせ」を想定しています。

Q8 誓約書は押印が必要ですか?

A 申請者の自署又は記名押印が必要です。記名のみの誓約書は受け付けられません。

【交付請求時】

Q1 交付請求書に押印は必要ですか?

A 請求書の氏名が自署である場合は、押印が不要です。記名されたものである場合は本人の押印が必要です。

Q2 交付請求書の提出からどの程度で支払いとなりますか?

A 審査を経てのお支払いとなりますので、具体的な